静岡県立三島北高等学校における
いじめの防止等のための対策に関する基本方針

令和８年10月　改定

Ⅰ　はじめに

「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）、「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」（平成26年３月施行、平成30年３月改定）に基づき、本校でも「静岡県立三島北高等学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本方針」を策定し、いじめの防止等に対し、学校が果たすべき役割を定める。

本方針は本校ホームページで公表するとともに、入学時および各年度の開始時に、生徒、保護者、並びに警察や相談機関等の関係機関へ説明・周知を行う。また、教職員の意識や取組を学校評価等で定期的に点検し、適宜見直しを行う。

Ⅱ　いじめ防止等の基本的な考え方

１　いじめ防止の基本理念　（「静岡県いじめの防止等のための基本的方針」による）

・子どもが安心して生活できるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
・子どもが、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、いじめの問題について理解を深めることにより、いじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取組ができるようになること。
・県、国、市町、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服すること。

２　いじめの定義　（「いじめ防止対策推進法」による）

第二条　この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3　この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

【いじめの表れ】以下のようなものが考えられる。
・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
・仲間はずれ、集団による無視をされる。
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
・金品をたかられる。
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。　　等

３　いじめの理解

・いじめはどの生徒にも、どこでも起こりえるものであり、「暴力を伴わないいじめ」であっても生命又は心身に重大な危険を生じさせる場合がある。
・いじめの関係者が所属する集団全体の雰囲気や、周囲ではやし立て喜んで見ている「観衆」、見て見ぬふりをしている「傍観者」の存在がいじめを助長することに留意する必要がある。

４　基本的な考え方

・いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。
・いじめは、どの生徒にもどこでも起こりうることを踏まえ、すべての生徒に向けた対応が求められる。
・いじめが重篤になるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのためには早期発見が重要であり、さらに言えば未然に防止することが最も重要である。

(1) いじめの未然防止

いじめの未然防止のためには、生徒の自己有用感※を基盤に、規範意識や互いを尊重しようとする感覚（人権感覚）を育てることが重要である。そのためには生徒との信頼関係づくり、生徒同士の望ましい人間関係づくり、どの生徒にとっても安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが求められる。

※　自己有用感…単なる自己肯定感や自己存在感ではなく、相手からの好意的な反応や評価があって感じることのできる自己の有用性のこと。他者から認めてもらっていると感じた子供は、相手を貶めて自分の存在を相対的に高める必要がないため、いたずらに他者を否定することも、攻撃することも減る。さらに相手のことも認めることができるようになる。

(2) 早期発見

生徒のわずかな変化を見逃さず、様々な手段で積極的にいじめを見つけていく姿勢が重要である。また、いじめを訴えやすい機会をつくり、生徒や保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する必要がある。

(3) いじめに対する措置

いじめが発見されたり、通報を受けたりした場合には、特定の教職員で抱え込まず、保護者との連携の下、速やかに組織的に対応する。対応に当たっては、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。その際、場合によっては関係機関・専門機関との連携を図る。

Ⅲ　静岡県立三島北高等学校におけるいじめ防止等のための対策

１　組織の設置

(1) 名称

いじめ問題対策委員会

(2) 構成員

校長、教頭、生徒課員、必要に応じて教務主任、学年主任、教育相談室担当、養護教諭、ＨＲ担任、部活動顧問等関係の深い教職員、スクールカウンセラー等の外部専門家が参加する。事案の程度・内容に基づき、機動性を配慮して、管理職を含め関係教職員等の適正対象及び人数で組織する。

(3) 役割

・いじめの防止及び早期発見等にかかる策定
・いじめ発生にかかる調査及び措置の実施
・教職員の資質向上のための研修の企画・実施
・いじめ防止対策事業の企画・運営
・実施事業の進捗状況の確認と検証
・学校いじめ防止基本方針の検証と見直し

２　いじめの未然防止

(1) 教職員と生徒の信頼関係づくり

・生徒理解を基盤に、生徒に積極的にかかわり、その生徒の良さや可能性を認める姿勢を持つとともに、どの生徒にも公平に接する。
・教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) 生徒同士の望ましい人間関係づくり

・授業、ＨＲ活動、学校行事、部活動を通じて共感的で自他理解を深める機会を設け、どの生徒にとっても安心して自分を表現できる集団づくりに努める。特に年度当初に実施されるＨＲ活動や紫苑祭は、新たな人間関係づくりに資するものとなるよう配慮する。
・ソーシャルスキルトレーニングやエンカウンター、アサーショントレーニングなどコミュニケーションや人間関係づくりのノウハウを身につけるプログラムを積極的に活用する。

(3) 道徳教育等の推進

・社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、互いの個性を認め、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図る。

(4) 生徒の自主的活動の場の設定

・ＨＲ活動や生徒会活動などの場面で、生徒が自主的にいじめについて考え議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

(5) 保護者との連携

・ＰＴＡの会議や保護者あて通知等により、保護者のいじめに対する理解を促すとともに、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談することを、相談窓口とともに周知する。

(6) 教職員研修

・全教員を対象に、いじめやその防止、発達障害等に対する理解を深めるための講習等を実施する。
・教職員向け掲示板等を通じ、適宜、いじめの防止等に係る情報等を提供する。

(7) 情報モラル教育の推進

・ＳＮＳ等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、犯罪行為であることを伝え、ＳＮＳ等を含め、インターネットを利用する際のマナーや被害にあった場合の対処法を指導する。その際、保護者との連携に配慮する。

(8) 学校評価による取組の改善

・本基本方針における各対策に係り、取組達成目標を毎年設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

３　いじめの早期発見

(1) 生徒の実態把握

・担任、副担任、授業担当教員、部活動顧問、教育相談室、養護教諭等が生徒に対する日常的な観察を基盤に、家庭学習調査や個別面談、保護者との連携により、生徒のささいな変化について情報を共有し、いじめの早期発見に努める。

・全生徒を対象とするアンケート調査を定期的に実施する。

(2) 相談体制の整備

・生徒や保護者は、担任、副担任、学年主任、教育相談室、スクールカウンセラー、管理職等、多様な窓口にいじめについて気軽に相談できることを周知する。

(3) 欠席対応の基準（原則）

欠席が続く場合はいじめや生徒からのSOSである可能性を考慮し、担任個人で抱え込まず、以下の基準に基づき学校全体で組織的に対応する。

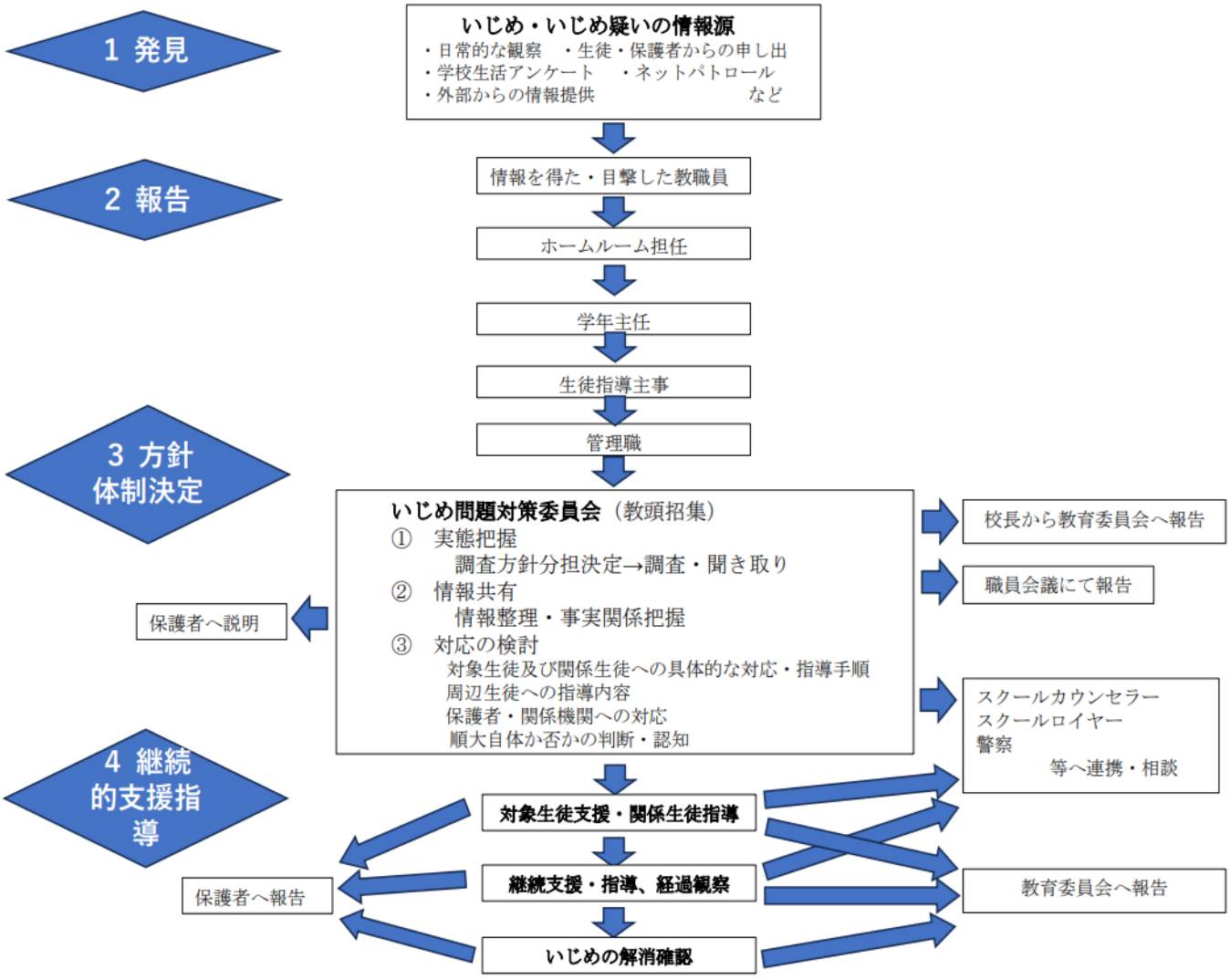
- １～２日欠席：担任等による状況確認・本人及び保護者連絡
- 連続３日欠席：管理職（校長・教頭）及び学年主任へ報告。必要に応じて家庭訪問や面談を実施。
- 連続５日以上欠席（または不連続月５日以上）：必要に応じていじめ問題対策委員会を開催し、SC等と連携して支援方針を策定。

４　いじめ防止のための主な取組　【年間計画】

月	取組	未然防止	早期発見
４月	・学校いじめ防止基本方針の周知（全・保護者）	○	○
	・警察・相談機関等への基本方針送付	○	○
	・あいさつ運動（全）	○	○
	・新学期アンケート（全）	○	○
	・初期指導（１）	○	○
	・新入生ストレス対処法講座（１）	○	
５月	・紫苑祭（全）	○	
	・保護者会（全）	○	○
６月	・面接週間（全）	○	○
７月	・あいさつ運動（全）	○	
	・学校生活実態調査（全）	○	○
	・三者面談（全）	○	○
	・ハイパーQU（１）	○	○
９月	・NiCoLiアンケート（全）	○	○
	・面接週間（全）	○	○
	・保育体験実習（１）	○	
	・受験生ストレス対処法講座（３）	○	

10月	・あいさつ運動（全） ・修学旅行（２）	○ ○	 ○
12月	・学校生活実態調査（全） ・思春期講座（１，２）	○ ○	○
１月	・あいさつ運動（全） ・NiCoLiアンケート（１，２）	○ ○	 ○
２月	・学校生活実態調査（１，２）	○	○
定期	・カウンセリング（希望者） ・定例会議（毎月）	○ ○	○ ○

５　いじめに対する措置



※いじめが「解消している」状態とは次の２点が満たされている状態とする。

１．いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも３ケ月を目安）

２．いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

上記については、いじめを受けた生徒・行った生徒の状況、保護者との面談等で判断す

る。

６　重大事態への対処

(1) 重大事態の定義　**（「いじめ防止対策推進法」による）**

第二十八条　学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態への対応

ア　いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

・生徒が自殺を企図した場合　　・精神性の疾患を発症した場合

・身体に重大な傷害を負った場合　・金銭を奪い取られた場合　　等

イ　いじめにより相当の期間欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間*、学校を欠席しているとき、或いは、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき

※相当の期間とは、年間30日間を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

ウ　生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

上記ア～ウの場合、以下に従って対応する。

